

日電協 26 技基第 545 号  
平成 27 年 3 月 18 日

経済産業省  
商務情報政策局 商務流通保安グループ  
製品安全課長 川原 誠 殿

電気用品調査委員会  
委員長 大崎 博



電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について  
＜第 92 回電気用品調査委員会＞

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

電気用品調査委員会業務に関しまして、平素より格別なるご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本委員会では、電気用品の技術上の基準等に関する検討を行っておりますが、第 92 回電気用品調査委員会において、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「省令」という。）に適合する整合規格として、省令の解釈別表第十二への採用の要望書について審議した結果、承認されました。

つきましては、別添のとおり要望書を提出致しますので、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

# 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第十二への採用の要望書

下記 JIS を整合規格として電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二に採用することを要望いたします。

## 記

1. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－ねじ込みランプソケット－  
【JIS C 8280(2011)追補 1：2014】
2. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－  
【JIS C 9335-2-16:2015】
3. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－  
【JIS C 9335-2-29:2015】
4. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－  
【JIS C 9335-2-49:2015】
5. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－  
【JIS C 9335-2-53:2015】
6. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－  
【JIS C 9335-2-59:2015】
7. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－  
【JIS C 9335-2-83:2015】
8. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－照明器具－  
【JIS C 8105-2-2:2014】
9. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－照明器具－  
【JIS C 8105-2-8:2014】
10. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－照明器具－  
【JIS C 8105-2-12:2014】
11. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－照明器具－  
【JIS C 8105-2-13(2009)追補 1：2014】
12. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－照明器具－  
【JIS C 8105-2-22:2014】
13. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－配線用ヒューズ通則－  
【JIS C 8352:2015】
14. 別表第十二への採用を要望する JIS の概要－配線用筒形ヒューズ－  
【JIS C 8314:2015】

以 上

平成 27 年 3 月 18 日  
電気用品調査委員会

日電協 27 技基第 5 号  
平成 27 年 4 月 2 日

経済産業省  
商務情報政策局 商務流通保安グループ  
製品安全課長 川原 誠 殿

電気用品調査委員会  
委員長 大崎 博之



電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について  
＜第 92 回電気用品調査委員会＞

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

電気用品調査委員会業務に関しまして、平素より格別なるご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本委員会では、電気用品の技術上の基準等に関し種々検討を行っておりますが、第 92 回電気用品調査委員会において、下記の要望書を取り纏め致しました。

つきましては、別添のとおり同要望書を提出致しますので、宜しくお取り計らい下さいます様お願い申し上げます。

敬 具

別添；第 92 回電気用品調査委員会からの要望書「電気用品の技術基準解釈別表第四の 6. 接続器及び別表第八の 2. (15) 観賞魚用ヒータの改正要望」

以 上

別 添

# 第 92 回電気用品調査委員会 からの要望書

平成 27 年 4 月 2 日  
電気用品調査委員会

## 解釈別表第四の 6.接続器及び別表第八の 2.(15)観賞魚用ヒーターの改正要望

電気用品調査委員会

### 1. 要望の内容

電気用品調査委員会は、東京消防庁管内における電気設備からの火災に関する調査結果の中で、以下の 3 件の事故事例について検討を行った結果、解釈別表第四の 6.接続器及び別表第八の 2.(15)観賞魚用ヒーターの技術基準の改正が適切と判断し、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に本改正案の反映を要望するものである。

- (1) コンセントの金属部の接触部が過熱し、火災を発生している。
- (2) 差込みプラグの金属部の接触部が過熱し、火災を発生している。
- (3) 観賞魚用ヒーターの空焚きに起因する火災が発生している。

### 2. 原因

#### (1) コンセントの金属部の接触部の過熱

コンセントの金属部の接触部の過熱は、東京消防庁管内で平成 24 年 59 件、平成 25 年中 54 件発生している。これには、経年劣化など様々な要因が考えられるが、誤使用要因の一つとして、使用中に差込みプラグに横方向に力が加わり、コンセントの刃受の間隔が開くことによって差込みプラグとの接触抵抗が増大して過熱を生じることが考えられる。

#### (2) 差込みプラグの金属部の接触部の過熱

差込みプラグの金属部の接触部の過熱は、東京消防庁管内で平成 24 年 14 件、平成 25 年中 18 件発生している。このうち平成 24 年中の 5 件、平成 25 年は 13 件が延長コードセットの栓刃可動式の差込みプラグで発生している。これは、栓刃可動部の接続部の接触抵抗が使用により増大し、過熱を生じたものと考えられる。

#### (3) 観賞魚用ヒーターの空焚きによる過熱

観賞魚用ヒーターからの発火は、東京消防庁管内で平成 24 年 8 件、平成 25 年中 2 件発生している。この件に関しては、水槽の掃除等によって観賞魚用ヒーターを水槽から取り出してそのまま忘れてしまい火災に至るケースが増えていることが注意喚起されている。一方、観賞魚用ヒーターには、空焚き防止装置として温度過昇防止装置が付けられているが、東京消防庁の実験によれば、空焚き時におけるヒーターの温度測定を行った結果、温度過昇防止装置が不適切な位置に設置されているものがあり、約 1 分から 3 分後には

ヒーター先端部が 700℃に達したものがあつた。この温度は、紙の発火温度である 400℃を超えている。

### 3. 改正案の概略

#### (1) コンセントの金属部の接触部の過熱

現行の解釈第四の 6.接続器の(3)の性能の規定の八項では、保持力及び引張強度について規定しており、刃受の保持力は規定されているが、横方向からの力に対する規定がない。そのため、IEC 60884-1（家庭用プラグ・コンセント）の規定を参考に、八項の開閉性能試験を実施する前に横方向からの力に対する試験を追加した。

具体的な改正案を「添付-1」に示す。

#### (2) 差込みプラグの金属部の接触部の過熱

現行の解釈には、延長コードセットに使用されている栓刃可動式の差込みプラグに対する可動部の屈曲性能試験の規定がない。そのため、JIS C 8303「配線用差込接続器」の「5.10 栓刃可動形の回動性能」の規定を参考に、リ項の延長コードセットの規定に可動部の屈曲耐久試験の規定を追加した。

具体的な改正案を「添付-2」に示す。

#### (3) 観賞魚用ヒーターの空焚きによる過熱

観賞魚用ヒーターについては、東京消防庁での試験以降、日本ペット用品機器工業会規格として空焚き時の温度上昇限度に対する工業会基準を定めている。しかしながら、工業会以外の製造者または輸入業者に対しては工業会規格では有効ではないため工業会基準を参考に、解釈第八の 2(15) 電気保温盆、電気加湿台及び鑑賞魚用ヒーターの規定の八項の異常温度上昇の規定に空焚き時の温度上昇限度（400℃）を規定し、さらに試験紙発火試験を追加した。

具体的な改正案を「添付-3」に示す。

日電協 27 技基第 71 号

平成 27 年 5 月 21 日

経 済 産 業 省

商務情報政策局 商務流通保安グループ

製品安全課長 川原 誠 殿

電気用品調査委員会

委員長 大崎 博 殿



電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の追加提出について  
＜第 92 回電気用品調査委員会＞

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

電気用品調査委員会業務に関しまして、平素より格別なるご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本委員会では、電気用品の技術上の基準等に関し種々検討を行っておりますが、第 92 回電気用品調査委員会において、下記の要望書を取り纏め致しました。

つきましては、別添のとおり同要望書を提出致しますので、宜しくお取り計らい下さいます様お願い申し上げます。

敬 具

別添；第 92 回電気用品調査委員会からの追加要望書「電波雑音に関する J 規格の制改正及び解釈別表第十の改正要望について」

以 上

別 添

# 第 92 回電気用品調査委員会 からの追加要望書

平成 27 年 5 月 21 日  
電気用品調査委員会



## 電波雑音に関する J 規格の制改正及び解釈別表第十の改正要望について

電気用品調査委員会

### 1. はじめに

平成26年3月に総務省情報通信審議会より“諮問第3号：「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」（以下、CISPR11国内答申という。）が答申された。この答申を受けて総務省では電波法施行規則等の関連法令の改正検討が行われ、平成26年9月に省令等の改正案のパブコメが公示された。この改正案では電子レンジ等の高周波利用機器の電波雑音に対する規制にCISPR11の要求が取り入れられることとなり、従来日本で適用されている電波雑音に関する基準より厳しくなるものがある。

電気用品調査委員会では、CISPR11国内答申及び電波法施行規則等の改正検討状況を受けて、以下の検討を行った結果、J規格の制改訂原案及び解釈別表第十の改正案が適当と判断し、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に本改正案等の反映を要望するものである。。

- (1) CISPR11国内答申をベースに解釈別表第十二に掲載されるJ規格 “J55011(H27)(案)工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法” の原案検討
- (2) 現行のJ55001では別表第十二（旧省令第二項）に従う場合、高調波利用機器の電波雑音に対する基準は解釈別表第十に従うことを定めている。J55011が制定された場合、高調波利用機器の電波雑音に対する基準は、J55011に従うことになるため、J55001の改正検討
- (3) 電波法施行規則等の法令が改正されれば、現行の解釈別表第十の要求と齟齬を生じることになるため、解釈別表第十の改正案の検討及び改正解釈の解説の検討

### 2. 主な制改訂の概要

#### (1) J55011 の制定の概要

CISPR11 国内答申と基本的には同じ要求とした。ただし、以下の事項については修正した。

- ・電波法に係る総務省令改正との整合
- ・電波法関連省令において CISPR11 国内答申からの差分を定めたもの（CISPR11 国内答申の引用規格と原国際規格である CISPR11 の引用規格とに差分があるため、CISPR11 に合わせる必要があるもの）
- ・CISPR11 国内答申で認められた緩和許容値の本文への反映  
詳細は、「添付 1-1～1-3」に示す。

#### (2) J55001 の改正の概要

新に制定を要望する J55011（案）を適用する電気がま（電磁誘導加熱式のもの）、電磁誘導加熱式調理器、自動販売機（電子レンジを有するもの）、高周波ウェルダ、電子レンジ、アーク溶接機（高周波電流を重畳し使用するもの）、その他の放電灯器具の

一部について、現行規定は解釈別表第十を引用しているため、これらは **J55011** を適用する形に改正した。

詳細は、「添付 2」に示す。

(3) 解釈別表第十の改正案

今回の電波法施行規則等の改正で、電気がま（電磁誘導加熱式のもの）、電磁誘導加熱式調理器、自動販売機（電子レンジを有するもの）、高周波ウェルダ、電子レンジ、アーク溶接機（高周波電流を重畳し使用するもの）、その他の放電灯器具の一部については、**CISPR11**の要求（**J55011**案）と同じ要求となった。

電気用品の技術基準は、性能規定化され、解釈別表第十二の省令を満たす整合規格への移行を目指しているため、今回の解釈別表第十の改正では、電波法施行規則の改正で見直された電気用品については、解釈別表第十二の**J55011**を引用する形とした。

また、第1章の電波雑音に対する適用章についても見直しを行った。

詳細は、「添付 3」に示す。